



# 橋梁部における河川管理用通路の取り扱いについて（通知）

技術基準の種類：例規  
通知日：平成8年12月24日

河 号 外  
平成8年12月24日

管 理 課 長  
道 路 課 長  
都 市 計 画 課 長  
砂 防 利 水 課 長  
各 土 木 事 務 所 長

} 様

河 川 課 長  
(公印省略)

## 橋梁部における河川管理用通路の取り扱いについて（通知）

このことについて、平成8年12月12日付事務連絡で建設省河川局治水課流域治水調整官から別添写しのとおり通知がありました。

事 務 連 絡  
平成8年12月12日

各地方建設局 河川部長  
北海道開発局 建設部長  
各都道府県 土木担当部長

殿

建設省河川局治水課 流域治水調整官

## 橋梁部における河川管理用通路の取り扱いについて

標記については、計画高水流量が1,000m<sup>3</sup>/s以上又はその他重要な河川の区間に設ける道路橋の路線の計画交通量が6,000台/日以上の場合には、一般に、原則として平面交差のほかに立体交差を併設してきているところであるが、この度、橋梁部における河川管理用通路の取り扱いをまとめたので、今後は、下記により取り扱われたい。

### 記

計画高水流量が1,000m<sup>3</sup>/s以上又はその他重要な河川の区間に設ける道路橋の路線の計画交通量が6,000台/日以上の場合には、原則として平面交差のほかに立体交差を併設するものとする。

ただし、道路橋の路線と交差する管理用通路が道路と兼用しており、当該道路に渋滞対策として、その計画交通量に応じた右折車線を設置する場合又は管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合にはこの限りではない。

なお、平面交差と立体交差を併設すべき場合であっても、河川の堤防が低く、立体交差のための建築限界を確保するためには地下道形式となる場合又は立体交差とするために著しく費用増となる場合は平面交差のみでよい。また、高速道路等沿道制限のある場合は立体交差のみでよい。